鶴ヶ島市ごみ及び資源の集積所の設置等補助金のご案内

鶴ヶ島市　生活環境課

１．概要

（1）趣旨

自治会がごみ及び資源の集積所（以下「集積所」という。）を清潔に維持管理する活動を支援するため、集積所の新設、修繕等の費用の一部を補助します。

（2）対象者

自治会

（3）対象経費

自治会が管理を行う集積所の**新設、修繕に係る経費及びごみネットの購入費**を対象とします。
※ただし、購入店のポイントやクーポンによる支払いは除きます。

補助対象の経費	補助対象外の経費
□ **集積所の新規設置費用** （例） ・新しい構造物の購入・設置費用　など □ **集積所の修繕費用** （例） ・既存の構造物の解体・撤去費用 ・既存の構造物の修理費用 ・新しい構造物の購入・設置費用　など □ **ごみ散乱防止用ネット購入費用**	□ **用地取得に関する経費** （例） ・集積所を設置する用地の購入費用 ・集積所を設置する用地の賃借料　など □ **金額が補助金額に満たないごみネット** （例） ・千円未満のごみネット

(4) 補助額

【集積所の新規設置・修繕等を行う場合】

- 補助率は、対象経費の **2 分の 1**（千円未満は切り捨て）です。
- 集積所 **1 か所当たり**、**5 万円を上限**とします。

【ごみ散乱防止用ネット購入の場合】

- 補助率は、対象経費の **10 分の 10**（千円未満は切り捨て）です。
- ごみネット **1 枚当たり**、**5 千円を上限**とします。

補助金申請額は、**1 自治会当たり**、**年度ごとに 10 万円を上限**とします。

※令和 7 年度に補助金の交付を受けた集積所は、令和 7 年度と令和 8 年度には補助金の交付は受けられません。
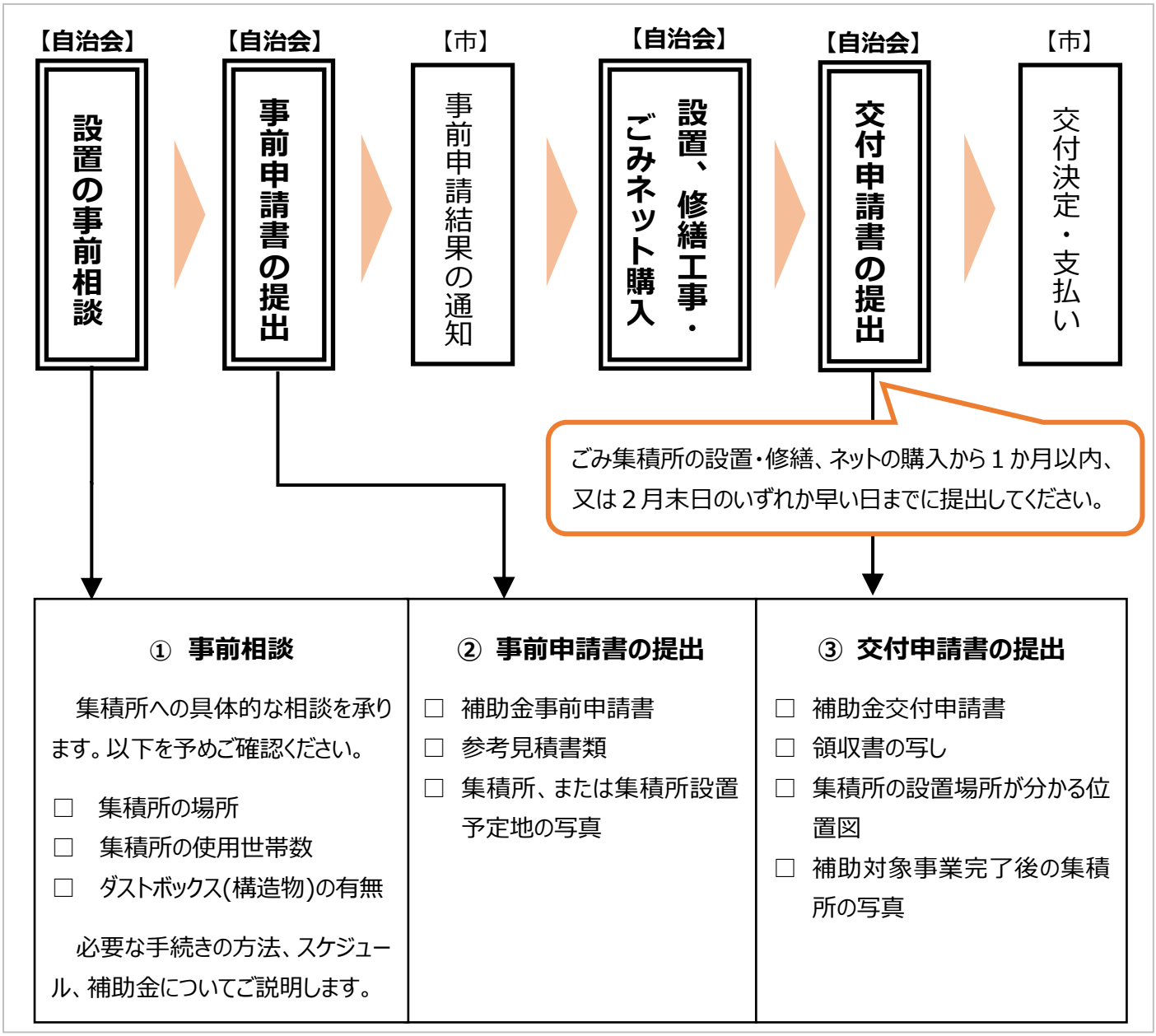
2．手続き